

平成26年度

京都労働局雇用施策実施方針

平成26年3月

京 都 労 働 局

平成26年度 京都労働局雇用施策実施方針

目次

第1	趣旨	1
第2	京都府の雇用の現状と課題	
1	最近の雇用情勢と今後の見通し	1
2	中期的な雇用構造の変化と課題	1
第3	平成26年度の主な雇用施策	
1	雇用管理の改善	3
2	雇用の場の創出・拡大	3
3	職業能力開発の促進	4
4	職業紹介の推進	5
第4	京都府と共同で取り組む数値目標	6
別表	1～3	7
別グラフ		8

第1 趣旨

京都府においては、行政・労働者団体・使用者団体の代表者が一堂に会し、緊密な連携により地域の経済・雇用情勢に応じた雇用対策を推進するための「京都雇用創出活力会議」（メンバー：京都府知事、京都市長、連合京都会長、京都経営者協会会長及び京都労働局長）が開催されており、平成25年9月に開催の第10回会議で確認された「雇用情勢を踏まえた雇用対策」に沿って、京都の状況に応じた効率的かつ効果的な雇用施策の推進に取り組むこととした。

また、京都府から提出された「アクション・プランを実現するための提案」（平成23年10月25日、第1次募集の追加提案）に基づき、ハローワークの行う業務と、京都府が京都ジョブパークを中心に行う各種事業とを一体的に実施することとしている。

本雇用施策実施方針は、これらを踏まえ、京都労働局の施策と京都府の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、雇用対策法施行規則第13条第1項に基づき、京都府内において講ずるべき雇用施策を示すものである。

第2 京都府の雇用の現状と課題

1 最近の雇用情勢と今後の見通し、課題

平成25年度当初は建設業や福祉関係をはじめとする第三次産業を中心に有効求人数が増加していたが、下期には製造業でも増加に転じた。他方、離職者を中心に有効求職者が減少傾向を続けている。その結果、有効求人倍率は平成25年3月の0.86倍から平成26年2月0.98倍まで上昇した。しかしながら、就職件数は平成25年下半年以降前年比大きな増加とはなっていない。これは、仕事がないために失業していた層は既に就職しており、就職困難な層が滞留しているものとみられる。

このため、高齢者、障害者のほか生活保護受給者等に対する就職支援がより重要となるものと見込まれる【第3、4(1)(4)(6)】。その際、経歴、資格に応じた適格紹介を可能にするための求職者データの充実、職業訓練の活用が重要となる。

また、消費増税等に伴う需要減があれば平成26年度当初は例年以上に離職者が発生するおそれがある。このため、企業情報を幅広く収集しつつ、離職者増に対する備えを万全にしておく必要がある。

2 中期的な雇用構造の変化と課題

(1) 非正規雇用の増加（別表1）

総務省「就業構造基本調査」によれば、京都府における非正規雇用の割合は上昇率こそ全国平均を下回るものの増加を続け、平成24年には

41.8%と全国で3番目に高くなっている。非正規雇用者数は19年から平成24年で18千人が増えているが、そのうち17千人が男性であること、アルバイト等が減少し契約社員が増加していることを踏まえると、正規雇用を希望しつつもやむなく非正規の形態で働く雇用者が増えているものとみられる。

このため、企業内での能力開発等により正規雇用等への転換、キャリアアップを促進していく必要がある【第3、1(1)】。また、ものづくりをはじめとする産業施策と雇用施策の一体的推進による正規雇用の場の創出が重要である【第3、2(1)】。

(2) 人口減少、少子高齢化の進展（別表2）

総務省「国政調査」によれば、京都府の15歳以上人口は平成17年の228.6万人をピークに減少し、労働力人口は平成7年の137.7万人をピークに減少を続けている。このうち55歳以上の比率は平成7年の23.4%から平成22年には30.8%（全国29.8%）に上昇し、全国より早いペースで高齢化が進展し、今後ともこの傾向は継続するものと見込まれている。また、厚生労働省「人口動態調査」によれば、京都府の合計特殊出生率は全国で2番目に低く、1.23（全国1.41）となっている。

こうした中、総務省「就業構造基本調査」によれば、55歳～64歳の有業率は男女とも全国を下回っている。また、平成25年6月1日現在の雇用状況報告によれば、高年齢者雇用確保措置を実施している企業の割合は91.6%にとどまっている。

このため、高年齢者雇用安定法に基づき、企業への高年齢者雇用確保措置の実施に向けた指導の強化が喫緊の課題であるとともに、高年齢の求職者に対する個々の状況に応じたきめ細かな就職支援が重要である。また、若者の雇用の不安定さ（非正規雇用の増大、雇用環境等）（参照：別グラフ）が少子化の一因とも考えられることから、若者の正規化対策、定着支援や処遇改善等の強化、出産・育児・介護等に伴う離職防止のための男性を含む育児・介護休業の取得促進、女性の再就職支援等を推進する必要がある【第3、1(2)、4(1)】。

(3) 産業構造の変化（別表3）

経済のグローバル化を背景に製造業の雇用者数が減少している一方で、医療・福祉、サービス業等で雇用者数が増加している。しかし、医療・福祉、建設などの分野では処遇面や資格要件等によるミスマッチから人手不足感が高まっている。

このため、処遇向上に向けた雇用管理改善の推進とともに、充足率向

上の観点にたった経験者、潜在的な有資格者の紹介、民間教育訓練機関等を活用し、成長分野の実践的な職業訓練実施による人材育成が重要となる【第3、3及び4(5)】。

第3 平成26年度の主な雇用対策

上記の現状と課題を踏まえ、今後の雇用施策は、雇用の“量的確保”とともに“質的向上”にも重点を置くことを基本方針として、以下の施策を講じる。

1 雇用管理の改善

(1) 非正規雇用者の正規化促進

非正規雇用者のキャリアアップの促進等を行う企業を支援する「キャリアアップ助成金」の積極的な活用を促進することにより、非正規雇用から正規雇用への転換や処遇の改善を図る。

(2) 就労環境改善・定着支援の推進

京都わかものハローワーク及び京都新卒応援ハローワークに「在職者向け相談窓口」を設置し、相談体制を強化するなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化や京都府の「ワーク・ライフ・バランス認証企業」の拡大のほか、「地域人づくり事業」も活用し、京都府(京都ジョブパーク)、京都中小企業労働相談所等と連携して、若者を中心とした就労環境の改善や定着支援の取組を強化する。

(3) 高年齢者雇用対策の推進

改正高年齢者雇用安定法の施行を踏まえ、安定所において65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対する早期実施に向けた指導を強化する。

(4) 障害者雇用率の達成指導

障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.0%の早期の達成と、精神障害者への対象拡大を見据えた次のステップに向け、企業に対し、先進事例のノウハウの横展開、専門家の派遣、特例子会社の設立促進を図るとともに、法定雇用率の未達成企業に対する指導を強化する。

2 雇用の場の創出・拡大

(1) 「戦略雇用産業創造プロジェクト」の活用による雇用創出

次世代の京都ものづくり産業を担う新事業展開や人材育成を支援することで、新たな雇用を創出することを目的とした「京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト」を活用した、安定的な雇用の創出拡大に

- よる雇用対策を推進する。(平成25年10月よりオール京都体制で実施。)
- (2) 地域雇用開発計画等に基づく雇用機会の拡大
- 地域雇用開発促進法により京都府が策定した地域雇用開発計画(期間:平成26年4月1日~平成29年3月31日)等に基づき、助成金制度等も活用した雇用創造により雇用機会の拡大を図る。
- (3) 質の高い雇用の量的確保
- 第3に掲げた基本方針を踏まえ、正規雇用等の安定的かつ良質な雇用の場の創出を重点として、安定所と京都ジョブパークで組織する求人開拓特別チームによる計画的な求人開拓などの活動を強化する。
- (4) 障害者の雇用機会の確保
- 障害者雇用率の達成指導の中で職域開発の支援を行うことや、「京都府障害者雇用促進計画ーはあとふるプランー」に基づき、関係機関と連携のうえ、障害者の雇用機会の確保を図る。

3 職業能力開発の促進

(1) 関係機関の連携による効果的・効率的な職業訓練の実施

全国初の取組として、平成26年2月19日に締結した「京都府、京都労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による国・府一体人づくり事業の実施に関する協定」に基づき、地域のニーズにあった一体的な公的職業訓練に係る京都地域職業訓練計画(※)を策定するとともに、その他の能力開発事業と合わせ、3者の緊密な連携の下に、若年者・中高年齢者・女性・障害者など様々な求職者を対象に計画的で一体的な職業訓練を実施する。

その一部は、「京都ジョブパーク共同実施型訓練」として、若年者・中高年齢者・女性・障害者など様々な求職者を対象に計画的で一体的な職業訓練を実施する。

(※) 京都府地域職業訓練計画は、平成26年度から、府内全ての公的職業訓練に係る統一的な計画を策定することとした。同計画は、平成26年5月策定予定、平成26年1月に策定した暫定計画の概要は別添のとおり。

(2) 地域の多様な「人づくり」

非正規雇用労働者、就業経験の乏しい者、女性、若者等の雇用拡大・処遇改善等のため、「地域人づくり事業」(好循環実現のための経済対策)を実施する。

4 職業紹介の推進

(1) 「京都ジョブパーク」の機能強化等

京都労働局と京都府とが一体的に総合就業支援施策を実施している京都ジョブパークにおいて、引き続き若年者・中高年齢者・女性・障害者などの利用者の様々なニーズに応じたワンストップ型の就業支援を行う。また、新たに「京都わかものハローワーク」及び同施設内に「留学生コーナー」を設置し、利用者の様々なニーズに応じた、より一層きめ細かな全国最先端のワンストップ型就業支援サービスを展開する。

さらに、北京都ジョブパーク（福知山市）のハローワークコーナー及びマザーズコーナーにおいても一体的な就職支援を実施する。

(2) 職業訓練受講者に対する就職支援

京都府、機構及び求職者支援訓練を実施する訓練施設と安定所及び京都ジョブパークが連携し、職業訓練期間中から、指定来所日などを活用した職業相談・紹介、職場定着までの一貫した支援を実施する。

(3) 新卒・若年者に対する就職支援

計画的な訪問等により大学等と連携を図り、新規学卒者の支援の拠点である新卒応援ハローワーク、学卒求人の受理や若年者等の就職支援窓口である各安定所及び新卒・若者の就職支援を総合的に推進する京都ジョブパークが緊密な連携を図り、新卒者・若者のニーズに応じた職業相談や合同就職面接会・企業説明会の開催、キャリア教育の実施等の就職支援及び職場定着支援を実施する。

(4) 中高年齢者に対する就職支援

キャリアを有する中高年齢の求職者等に対する就職支援について、京都人材銀行（京都西陣安定所）と京都ジョブパーク、産業雇用安定センター京都事務所の連携による効果的な支援を検討する。

(5) 地方自治体と安定所の協定に基づく就労・生活支援

生活保護受給者等に対して、安定所と福祉事務所等が一層の連携を図り、個々の求職者の状況に応じた生活・福祉から就労まで一貫したきめ細かな支援を行う。

(6) 成長分野などでの人材確保に向けた支援

成長が期待できる「健康、環境、農林漁業」分野及びその関連分野における人材確保・人材育成の支援をきょうと介護・福祉ジョブネット、京都府介護福祉人材・研修センター、福祉人材コーナー（京都西陣安定所）及び京都ジョブパーク福祉人材コーナーとの連携により、また、京都府農林水産部担い手支援課、就農等支援コーナー（京都西陣安定所）

及び京都ジョブパーク農林水産業コーナーとの連携により実施する。

(7) 障害者に対する就職支援

障害のある求職者に対し、労働局と京都府を中心に教育、福祉機関も含めた連携体制を構築し、能力開発・職場実習等の実施から職業紹介、定着支援など、きめ細かく実効的な対策を実施する。

第4 京都府と共同で取り組む数値目標

第10回雇用創出活力会議では、平成26年度から4年間で正規雇用3万人（常用雇用全体で4.5万人）創出を目標として設定したところであり、その達成に向け、京都ジョブパークにおける正規雇用内定者及び共同で取り組む事業により、平成26年度は正規雇用8,000人を創出するとともに、次の数値を目標として設定する。

(1) 京都ジョブパークの運営目標として

- ・新規登録者数 15,000人
- ・延べ相談件数 130,000人
- ・就職内定者数 10,000人
 - うち正規雇用 5,500人

を目指す。

(2) 民間企業における障害者雇用率2.0%を目指す。

(3) 職業訓練関係の目標

(職業訓練受講者定員の充足率)

- ・施設内訓練（機構） 85%以上（定員658名）
- ・ 〃 （府） 100%（定員275名）
- ・離職者向け委託訓練（府） 95%以上（定員2,538名）
- ・求職者支援訓練（基礎コース） 70%以上（定員780名）
- ・求職者支援訓練（実践コース） 70%以上（定員1,820名）

(受講者の就職率)

- ・施設内訓練（機構） 84%以上
- ・ 〃 （府） 100%
- ・委託訓練（府） 80%以上
- ・求職者支援訓練（基礎コース） 60%以上（暫定）
- ・求職者支援訓練（実践コース） 60%以上（暫定）

(別表 1)

(千人, %, ポイント)

雇用形態	男女	実数			割合			
		総数	男	女	総数	男	女	
京都府 平成24年	雇用者(役員を除く)	1,041.8	559.7	482.1	100.0	100.0	100.0	
	正規の職員・従業員	606.7	416.4	190.3	58.2	74.4	39.5	
	パート	187.9	21.9	166.0	18.0	3.9	34.4	
	アルバイト	117.0	55.6	61.4	11.2	9.9	12.7	
	労働者派遣事業所の派遣社員	21.9	7.5	14.4	2.1	1.3	3.0	
	契約社員	57.1	30.6	26.5	5.5	5.5	5.5	
	嘱託	28.0	17.6	10.4	2.7	3.1	2.2	
	その他	23.1	10.1	13.0	2.2	1.8	2.7	
	19年との増減	雇用者(役員を除く)	-1.1	-7.5	6.4	-	-	-
		正規の職員・従業員	-18.2	-17.8	-0.3	-1.7	-2.2	-0.6
パート		9.3	2.9	6.4	0.9	0.6	0.9	
アルバイト		-3.4	0.8	-4.2	-0.3	0.3	-1.1	
労働者派遣事業所の派遣社員		-4.0	-2.2	-1.8	-0.4	-0.4	-0.4	
契約社員		13.7	10.2	3.4	1.3	1.9	0.6	
嘱託		2.6	1.7	0.8	0.3	0.3	0.1	
その他		-0.6	-2.8	2.2	-0.1	-0.5	0.4	
全国平均との差		雇用者(役員を除く)	-	-	-	-	-	-
		正規の職員・従業員	-3.6	-3.5	-3.0	-	-	-
	パート	0.1	0.4	-0.8	-	-	-	
	アルバイト	3.0	2.4	3.6	-	-	-	
	労働者派遣事業所の派遣社員	-0.1	-0.2	-0.1	-	-	-	
	契約社員	0.1	0.2	-0.1	-	-	-	
	嘱託	0.5	0.5	0.4	-	-	-	
その他	0.0	0.0	-0.1	-	-	-		

資料出所:平成24年就業構造基本調査(総務省統計局)

(別表 2)

(人, %)

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
京都府	15歳以上人口	2,143,444	2,229,443	2,269,506	2,285,797	2,259,521
	55歳以上(高齢者比率)	29.0	31.5	35.5	40.9	43.6
	労働力人口	1,310,827	1,376,518	1,335,672	1,328,122	1,300,144
	55歳以上(高齢者比率)	21.5	23.4	25.2	29.6	30.8
	雇用者	903,010	958,264	880,766	845,042	799,584
	15~24歳(若年者比率)	18.8	18.3	11.5	9.1	7.4
全国	55歳以上(高齢者比率)	13.5	15.2	19.0	23.2	24.8
	15歳以上人口	100,798,571	105,425,543	108,224,783	109,764,419	110,277,485
	55歳以上(高齢者比率)	29.1	32.0	35.6	40.5	43.5
	労働力人口	63,595,339	67,017,987	66,097,816	65,399,685	63,699,101
	55歳以上(高齢者比率)	20.5	22.6	23.9	27.9	29.8
	雇用者	45,251,986	48,289,551	45,456,600	43,706,226	42,121,679
15~24歳(若年者比率)	16.8	16.1	11.5	9.4	7.8	
55歳以上(高齢者比率)	12.9	14.9	17.8	21.6	23.9	

注:労働力人口=雇用者+自営業主+家族従業員+完全失業者

資料出所:国勢調査(総務省統計局)

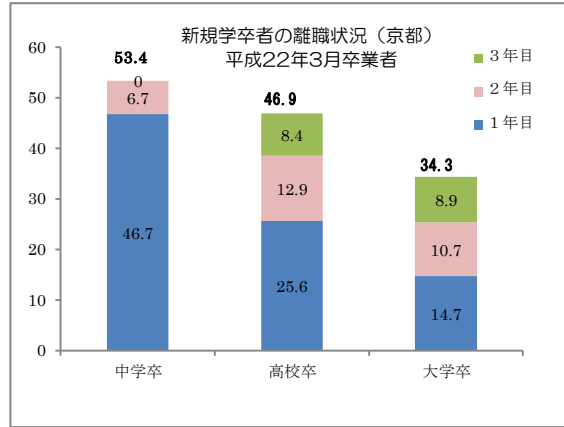
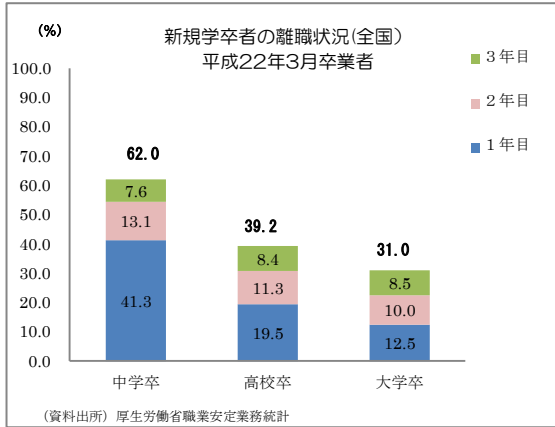
(別表 3)

(人, %, P)

産業	平成19年		平成24年		増減(24年-19年)	
	雇用者数	構成比	雇用者数	構成比	雇用者数	構成比(P)
産業計	1,042,300	100.0	1,041,800	100.0	0.0%	0.0
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	6,000	0.6	6,100	0.6	1.7%	0.0
建設業	50,600	4.9	42,200	4.1	-16.6%	-0.8
製造業	185,500	17.8	179,900	17.3	-3.0%	-0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	6,400	0.6	5,600	0.5	-12.5%	-0.1
情報通信業	26,100	2.5	22,900	2.2	-12.3%	-0.3
運輸業、郵便業	59,300	5.7	56,800	5.5	-4.2%	-0.2
卸売業、小売業	181,100	17.4	168,800	16.2	-6.8%	-1.2
金融業、保険業	25,300	2.4	27,000	2.6	6.7%	0.2
不動産業、物品賃貸業	17,500	1.7	14,900	1.4	-14.9%	-0.2
学術研究、専門・技術サービス業	26,400	2.5	27,100	2.6	2.7%	0.1
宿泊業、飲食サービス業	72,800	7.0	69,900	6.7	-4.0%	-0.3
生活関連サービス業、娯楽業	37,900	3.6	33,800	3.2	-10.8%	-0.4
教育、学習支援業	66,900	6.4	74,800	7.2	11.8%	0.8
医療、福祉	126,400	12.1	135,400	13.0	7.1%	0.9
複合サービス業	7,100	0.7	9,900	1.0	39.4%	0.3
サービス業(他に分類されないもの)	53,100	5.1	63,500	6.1	19.6%	1.0
公務(他に分類されるものを除く)	41,900	4.0	48,100	4.6	14.8%	0.6
分類不能の産業	51,700	5.0	55,300	5.3	7.0%	0.3

資料出所:平成19・24年 就業構造基本調査(総務省統計局)

(別グラフ)



(別添)

平成 26 年度における京都府地域職業訓練実施暫定計画

【求職者支援訓練分】

平成 26 年 1 月 8 日

1 平成 26 年度上半期における求職者支援訓練の実施規模と分野

- (1) 最近の雇用失業情勢は、一部に厳しさがみられるものの、改善が進んでいる状況であるが、京都府地域においては非正規雇用の割合の増加や生活困窮者の就職促進等に対する対応が求められている。
そのような状況の中、雇用保険が受給できない者等の特定求職者に対して、雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう 1,700 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 2,600 人を上限とすることを想定し、計画期間中は 1,300 人を上限とする。
- (2) 訓練内容としては基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする。（求職者支援訓練の 70%）
- (3) 成長産業とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズ等を踏まえ、デザイン分野、営業・販売・事務分野、美容分野にも設定枠を設ける。
なお、基礎コースに京都府地域の抱える課題に対応するための「京都府地域一体的実施枠」を確保し、公共職業訓練と連携した「京都式人づくり事業」を実施する。
- (4) 訓練認定規模は次のとおりとする。
なお、基礎コースには生活困窮者を対象としたもの、京都府地域一体的実施枠（新卒未就職者等を対象としたもの）を含むものとする。
また、各月各コースにおいて認定数に余剰が発生した場合は、翌月の同一コース・同一分野に限り繰り越す。
ただし、実践コースの新規参入枠について繰り越す場合は、翌月の実践コースの「その他」の分野に繰り越す。

		京都府地域
基礎コース		390
実践コース		910
	介護系	240
	医療事務系	90
	情報系	90
	デザイン系	150
	営業・販売・事務系	90
	理美容	120
	その他 (新規参入枠)	42 88

- (5) 認定単位期間
京都府においては、1か月ごとに求職者支援訓練を設定する。
(コース別の訓練実施計画規模を超えては認定しない)
注) 申請対象機関の設定数を超える認定申請がある場合は、
イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから
ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから
設定する。

認定単位機関ごとの具体的な定員及び認定申請期間については、京都労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構京都職業訓練支援センターのホームページで周知する。

- (6) 求職者支援訓練のうち、次の範囲内で京都府内の求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。
イ 基礎コース 上限値10%
ロ 実践コース 上限値10%(分野共通)
なお、申請の状況により各認定単位期間の新規枠を各認定単位期間の認定数の枠内でコース・分野によっては最大20名まで拡大できるものとする。
また、京都府地域一体的実施枠については、新規参入枠と同様の審査方式により新規参入枠の枠外で認定できるものとする。

2. 計画期間

計画期間は、平成26年4月1日から平成26年9月30日までとする。

3. 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。